

平成30年度各部定期監査 意見・要望事項等措置状況報告書

2 意見・要望事項

(1) 共通事項

意見・要望	
<p>ア 実施計画、財政計画及び行革計画の推進について</p> <p>実施計画、財政計画及び行革計画が30年3月に合わせて改定された。</p> <p>今期の実施計画には、早急に対応を要する保育所待機児童対策を始め47の事業が盛り込まれ、総事業費は約368億円に上り、直近の4期の中では最大規模となった。求められる事業推進のスピードを考慮した、思い切った内容と評価できる。</p> <p>その実現を支える財政計画は、歳入面でのふるさと納税による減収影響等や、歳出面での消費税引上げの影響と義務的経費の増等を踏まえて改定された。計画内容からは、厳しい財政状況が改めて浮き彫りになっている。</p> <p>計画期間の5年間では、既定経費（一般事務事業費）が急増し、新規・臨時経費が中途より減少する中で、計画4年目の33年度からは予算が1千億円を超える財政規模拡大が進む。</p> <p>地方債残高は、149.3億円（30年度）から99.2億円（34年度）へと50.1億円減少する。しかし、積立基金残高も、同じ年度比較で、365.3億円（うち財政調整基金167.8億円）から274.7億円（うち財政調整基金103.1億円）まで減ってしまう。その差は、地方債残高の縮減額を上回る、90.6億円（うち財政調整基金64.7億円）である。つまり「借金」返済のスピードを超えて、「貯金」が取り崩されていくことが予想されている。</p> <p>こうした厳しさが増す財政基盤の変化が予見されているので、その状況を十分に踏まえた上で、行革計画に定められた事項にしっかりと取り組み、常に効率的な行政執行に努めて、実施計画事業等の着実な推進を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">（政策企画課、経営改革推進課、財政課、ほか全課）</p>	
所属名	措置状況等
政策企画課	29年度までの実施計画事業の実績について行った事業評価の試行結果を生かし、新たな実施計画に基づく各事業の進捗を適切に管理していく。
経営改革推進課	今後も厳しい財政運営が見込まれる中、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応し、安定的に公共サービスを展開し続けていくためには、限られた行政資源を今以上に有効に生かしていく必要がある。こうした背景のもと、30年3月に改定した行革計画では「不断の見直しによる持続可能で質の

	<p>高い区民サービスの提供と将来を見据えた経営基盤の確立のための取組の推進」を基本方針として掲げ、改革に取り組むこととした。</p> <p>ご指摘のとおり、今後、行革計画に定められた事項にしっかりと取り組み、区民サービスの向上を図るとともに、事業の選択と集中、財源確保に向けた取組など、将来を見据えた強固な行政基盤の確立を図っていく。</p>
<p>財政課</p>	<p>今後の財政状況は、歳入面では、国の不合理な税制改正（ふるさと納税、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し）により、大幅な増が見込めない状況である一方、歳出面では、子育て支援施策の拡充等に伴う経費や社会保障費の増加、施設の更新経費の負担が見込まれ、基金を取り崩して対応していかざるを得ない見込みとなっている。</p> <p>今後、公会計制度と連動した行政評価制度による事務事業の見直しへの取組など、関係所管と連携して検討・検証を行い、行政資源の有効活用の仕組みを構築することで、持続可能で質の高い区民サービスを提供していく。</p>

意見・要望

<p>イ コミュニティ施策の今後の進め方について</p> <p>28年4月から続けられてきたコミュニティ施策の検討結果が、29年12月に「コミュニティ施策の今後の進め方」としてまとめられた。これは、地域コミュニティ活性化のため、町会・自治会への支援を改めて明確に打ち出し、地域課題の解決に向けた協議を行う場として、住区住民会議の役割を再確認するものとなっている。</p> <p>現在は、この方針に基づき、町会・自治会や住区住民会議への支援策を中心とする「コミュニティ施策に係る当面の具体的取組案」が検討・実施されている。</p> <p>一方では、この間にも、両者は活躍の場を広げつつある。例えば、防災課が進める避難所運営協議会の設立や運営、介護保険課が手掛ける地域の支え合いに関する生活支援体制整備事業等である。</p> <p>新たな取組は、区民の耳目を引きやすい。区においては、こうした事業等の周知を図る中で、町会・自治会や住区住民会議の貢献についても触れて、課題の一つである、両者に対する区民の認知度不足の解消に努めて欲しい。</p> <p>当面の具体的取組に関しては、現段階で、町会・自治会や住区住民会議を対象としたものに集約されている。しかし、例えば、町会・自治会への加入においても、その前提として、地域で協力し合う意義の理解はやはり一定必要となる。今後個々の事業に順次着手されていくものと思われるが、併せて、地域コミュニティが長い</p>
--

人生の中では必要な生活基盤であることに気付いてもらえるような広報等を継続して行い、様々な地域活動等への理解促進を図って行くことも要望する。

(長期計画コミュニティ課、地域振興課、ほか全課)

所 属 名	措 置 状 況 等
<p>長期計画 コミュニティ課</p>	<p>町会・自治会や住区住民会議は地域の防災・防犯、支え合い、見守り活動や交流事業等を通じて「人と人とのつながり」を形成する役割を担っており、また、区の各事業にも大きく貢献している。区の事業周知を図る中で、貢献している両者の活動等についても併せて触れることで周知度向上の一助になると考える。</p> <p>今後も高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、区民同士が支え合い、地域とともに創っていくことのできる地域共生社会の実現が重要と認識している。</p> <p>現在、町会・自治会や住区住民会議の周知度向上に向け、分かりやすいパンフレットの作成、不動産事業者への町会加入促進の協力、地域SNSによる情報発信等様々な取組を実施しており、そうした取組を継続していくことで地域で協力し、支え合う意義の重要性や様々な地域活動等への理解促進などについての区民の意識の醸成も図れるものと考えており、今後も引き続き様々な角度から多様な施策展開を行っていく。</p>
<p>地域振興課</p>	<p>コミュニティ施策に係る当面の具体的取組案については、現在当該取組案の実施に向け、関係所管が連携しながら検討を進めている。</p> <p>今後は当該取組案にある「町会・自治会や住区住民会議の周知度向上」策など、町会・自治会及び住区住民会議と意見交換を行いながら、可能なものから順次実施し、地域コミュニティが必要な生活基盤であることについて伝わるように、区民の認知度不足の解消や地域活動等への理解促進を図っていく。</p>

意 見 ・ 要 望

ウ 行政系人事制度の改正と人材育成について

職員の職の再編などを伴う行政系人事制度の改正が30年4月に実施された。係長職の適正な確保、職務・職責の明確化や、メリハリのある人事・給与制度の構築等が

主な目的である。

こうした改正のねらいがより良く達成されるためには、制度の運用面での取組が現実には重要になってくる。昇任選考などの仕組みづくりや実施においては、見直しに至った経緯等を踏まえ、改正趣旨が実態面にきちんと反映されるように努められたい。

また、新たな人事制度が施行される中で、行革計画では、重点戦略1において、人材育成が掲げられた。これも制度改正に沿った具体策を持ちながら、各職場で推進されることを望みたい。

(人事課、経営改革推進課、ほか全課)

所属名	措置状況等
人事課 経営改革推進課	<p>ご指摘のとおり、行政系人事制度の改正のねらいがより良く達成されるためには、運用面での取組が重要であると認識している。</p> <p>行政系人事制度の改正により、係長職の適正な確保、職務・職責の明確化の観点から、同一職務級である係長の指揮命令下にある係内主査が廃止され、スタッフ型の係長職として新主査（以下「主査」という。）が新設され、また、主任は、係長職昇任を前提とした「係長を補佐する職」として明確化された。</p> <p>主査については、係長職の適正な確保の必要性から、各区において実情に応じ、柔軟に配置ができるものとされているところである。</p> <p>については、係長の負担軽減を目的として、係職員数の多い係への配置のほか、専門性の高い特定業務等を担当する主査の配置について検討を進め、適正な配置・活用を図り、係長職の適正な確保、職務・職責の明確化に努めていく。</p> <p>また、人材育成については、新たな職層ごとに求められる役割・育成状態の実現に向けて、より実践的な職層研修を検討・実施する。特に、係長職昇任を前提とした職となった主任については、研修内容や実施時期の見直し等により職務遂行能力の向上を図ることとし、現在、検討を進めている。</p> <p>さらに、職場研修（OJT）を全庁的な取組とするため、OJTのあり方等について検証するとともに、新人育成担当者向け研修の実施や職員用手引の作成等により、各職場での取組に対する支援を強化し、職場研修の充実を推進していく。</p>

意見・要望

エ 収入未済額の縮減について

区の財源を確保していくためには、当然ながら、特別区民税や国民健康保険料を始めとする債権を適切に管理し、収納率を高めていくことがまず重要である。また、区民負担の公平性の確保の観点からは、厳正な対応が求められる。

29年度の収入未済額は、一般会計で18億2,780万円余(前年度比△1億8,769万円余、△9.3%)である。特別会計では、国民健康保険が22億1,783万円余(同△5,072万円余、△2.2%)、後期高齢者医療が7,888万円余(同202万円余、2.6%)、介護保険では、1億5,910万円余(同△1,109万円余、△6.5%)となった。4会計の合計では、42億8,362万円余(同△2億4,748万円余、△5.5%)である。

特別区民税や国民健康保険料の徴収において、収納率が微増し、滞納対策事務の一元化が更に進められたことなどの取組により、前年度に比較して状況の改善が見られた。

そうした努力は全体的に認められるものの、収入未済額総額は依然として大きなものとなっている。生活保護費弁償金、区民住宅使用料や介護保険サービス自己負担金など、各事業に係る未収金も含めて、一層適正な対応を進め、収入未済額の更なる縮減を図りたい。

(滞納対策課、国保年金課、介護保険課、ほか債権所管課)

所属名	措置状況等
滞納対策課	<p>29年度は、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納案件について滞納対策課への全件移管を実施し、更に滞納対策事務の一元化を進めた結果、収入未済額については、一定程度縮減した。しかしながら、いまだに収入未済額が高額であることを課題として捉えて、滞納対策事務の一元化の効果と課題を検証し、一層適正な対応を進め、収入未済額の更なる縮減に努める。</p> <p>今後の取組としては、滞納繰越分を縮減するための現年未納分への早期着手及び催告強化を重点的に行うとともに、必要に応じて臨戸による催告、搜索及び公売等を実施する。また、一元化により移管を受けた債権の滞納整理に当たっては、今まで培った滞納整理のノウハウを最大限に活用するとともに、移管債権に関する制度理解を深めて効果的な納付相談を行うことにより、収入未済額の一層の圧縮へとつなげていく。</p> <p>一方、奨学資金等の非強制徴収債権については、債権回収業務を弁護士(法律事務所)に委託して債権管理の強化を図</p>

	<p>っている。この委託による非強制徴収債権に関する滞納整理のノウハウの蓄積も進んでおり、関係所管課に対しては、研修の実施や滞納案件に関する相談などの支援を行い、ノウハウのフィードバックにより全体のスキルアップを図り、適正な徴収に努めることで収入未済額の縮減を進めていく。</p>
<p>国保年金課</p>	<p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、次の方法により収入未済額の更なる縮減に努める。</p> <p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、コンビニ収納を各々平成16年11月及び平成28年1月から導入し、平成29年度からは滞納対策事務の一元化により、滞納対策課において、他債権と合わせた効果的・効率的な滞納整理を行っている。</p> <p>また、国民健康保険料については、平成28年1月からペイジー収納を開始したほか、平成30年度から口座振替の全期前納（一年度分の保険料を初回納期（6月末日）に一括振替）を開始し、現在、平成31年4月からのクレジットカード収納の導入に向け準備を進めており、今後、口座振替新規加入促進事業がより効果的なものとなるよう実施内容等を見直すなど収納率向上を図っていく。</p> <p>さらに、後期高齢者医療保険料については高齢化の進展に伴って被保険者数が増加しており、新規加入の被保険者に対して口座振替の促進に努めている。</p>
<p>介護保険課</p>	<p>納期限後の督促や催告、分納相談や口座振替への勧奨、コンビニ収納による利便性の向上等新たな滞納を生まない早期の対応を行った。今後、クレジットカード等による納付の更なる利便性の向上について検討していくとともに、滞納対策課との連携の更なる強化にも取り組んでいく。</p>
<p>生活福祉課</p>	<p>生活保護費弁償金（債権）の返還については、随時被保護者への指導と催告書（年2回）の送付を行っている。併せて、保護費返還等相談支援員（専務的非常勤職員）による被保護者との弁償金の返納計画助言指導、納付相談等を更に強化し、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>なお、今般、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年6月8日公布）」の中で、生活保護法が一部改正され、生活保護法第63条による返還金については、国税徴収の例にならい徴収が可能になるとともに、生活保護受給者の申し出により保護</p>

	費と返還金の相殺が可能となることを踏まえ、一層適正な対応に努めていく。
--	-------------------------------------

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

意見・要望	
<p>(ア) 区有施設の見直しについて</p> <p>区有施設見直しについては、リーディングプロジェクトと位置付けられ、行革計画にも掲げられた目黒区民センターに関する検討が今年度から開始された。課題の整理の後、基本的な方向性の検討が行われる予定になっているが、様々な部署や関係者がかかわる施設であり、全面的な改修ともなれば多額の費用を要することが想定される。区政へ大きな影響を及ぼす問題である。</p> <p>現実的な方向性を整理するためには、区民や関係者の理解を得ながら検討していくことが欠かせない。途中経過の報告を丁寧に行うなど、進捗状況を明らかにし、幅広い意見を集めながら検討を進めるように要望する。</p> <p>また、行革計画中の「区立学校の適正規模・適正配置に向けた取組」では、30年度に統合方針の改定、31年度には統合新校整備方針の策定等が予定されている。区有施設の見直しの観点からは、学校統合は複合化（将来的な展望を含む）の検討が可能となる機会でもある。統合新校整備方針の策定等の協議においては、関係者の理解も得ながら、複合化に係る視点が考慮されるように取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(区有施設プロジェクト課)</p>	
所属名	措置状況等
区有施設 プロジェクト課	<p>区民センターには多種多様な施設が設置されているため、各施設関係者、利用者等への丁寧な説明、幅広い意見聴取が不可欠だと考えており、取組の過程における積極的な情報提供に努めていく。併せて、区財政の負担を極力少なくする方策を念頭に置きながら検討を進めていく。</p> <p>学校統合を含めた今後の学校施設の計画的な更新に当たっては、複合化や多機能化など、区有施設見直しの視点を踏まえた取組となるよう、学校関係者や地域の理解を得ながら進めていく。</p>

意見・要望	
<p>(イ) 統一的な基準による財務書類の作成について</p> <p>これまでの方式を変更した、総務省の「統一的な基準」に基づく目黒区財務諸表</p>	

(28年度決算)が30年2月に作成されて公表された。これにより財政の透明性を高め、その適正化等に資する、他団体との比較を行う環境整備が一層進んだものと考えられる。

次にはこうした財務諸表の活用が期待され、行革計画においても、行政評価制度との連動などが予定されている。今後は、それに向け、事業の区分や複合施設の取扱いなど具体的な検討を進めるとのことである。職員が財務に係る専門知識を深めながら、新たな仕組みが適切に構築されるように期待したい。

また、行政評価制度等において利用を図り、ひいては計画改定や予算編成などに生かしていくためには、やはり財務諸表の作成時期も課題となってくる。前年度分のそれがタイムリーに提供されることが望まれるので、今後の活用に関しては、作成時期を含めた検討を行って欲しい。

(財政課)

所 属 名	措 置 状 況 等
財政課	「統一的な基準」に基づく財務書類のデータを行政評価や予算編成などに活用していくためには、職員の人材育成や、関係所管との連携が必須となるため、作成時期を含めて検討を行っていく。

イ 総務部関係

意 見 ・ 要 望

(ア) 公契約条例の制定について

適正な労働条件の確保により、優れた人材を獲得しやすい環境を整備し、併せて公契約の適正な履行を図り、区民サービスの向上と地域経済の活性化を目指す公契約条例が29年12月に制定された。条例に規定される公契約は、工事請負契約が30年10月から、業務委託契約と指定管理は31年4月から条例が実質的に適用される。

条例の施行に当たってはいくつか留意すべき点がある。

まずは、労働者と事業者に対する十分な制度周知である。各労働者の理解と共に、事業者側には新たな事務負担等が生じることから、その協力が欠かせない。

また、公契約審議会の意見を踏まえて決定される労働報酬下限額に関しては、今後区の公契約等に係る予算額にも少なからず影響を与える。したがって、条例の運用においては、現実的な区の費用負担の状況も考慮しながら、所期の効果を上げるように努めることが求められる。

区のチェック体制の整備も大切である。提出された台帳の点検や、労働報酬下限額が支払われない労働者の申出に基づく、受注者への報告等の要求や立入検査に関する対応が新たに生じる。

こうしたことから、スタート時においては、関係者の理解を得ながら、施行の状況をよく見極めて制度の運営をしていくことが肝要となる。必要な軌道修正を適宜図りつつ、条例のねらいがより良く実現できるように、適切に推進されることを望みたい。

なお、条例では、以前から要望されてきた、区の公契約の受注者における区内事業者の活用に関しても、努力義務を課すところとなっている。施行に当たっては、この規定についても丁寧な周知を図り、受注者の理解を深め、実行を促すように取り組まれたい。
(契約課)

所 属 名	措 置 状 況 等
契約課	<p>10月からの目黒区公契約条例（以下「条例」という。）施行に向けて、労働者と事業者に対する制度周知として、目黒区公契約条例の手引」を作成し、ホームページに掲載した。さらに、8月21日に事業者説明会を開催し、条例施行に対する理解を求めるとともに、実務についての周知を図ったところである。</p> <p>このたび、目黒区公契約審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえて平成30年度労働報酬下限額を決定したところであるが、労働報酬下限額の設定による財政的な影響を考慮し、条例の適用となる契約等に係る予算編成については財政課と連携を密にし検討していくとともに、担当所管課に対しては適切な予算編成事務を行うよう指導していく。</p> <p>また、労働者等に対する報酬について、労働報酬下限額以上の額が支払われているかを確認するため提出される労働台帳のチェックについては、マニュアルを作成し、統一的な基準の下、公平公正な視点で行っていく。なお、条例の規定に反する事例が生じた際には、関係所管課と連携を図りながら厳正に対処していく。</p> <p>区内事業者の活用に関しては、これまでも、区内事業者の優先発注や簡易業者登録制度等、区内事業者優先のための施策を推進し、区内事業者の支援・育成を図ってきた。</p> <p>こうした区の施策においては、引き続き丁寧に説明し理解を求めていくとともに、条例により区内事業者との契約に一層努めることで、地域経済の活性化を目指していく。</p> <p>条例を施行していく中で実際に生じる課題について解決を図るため、必要に応じて労働者、事業者等から意見を聴取し、審議会からの意見を踏まえながら、制度の改善についても検討していく。</p>

意見・要望	
<p>(イ) 有資格者による施設点検について</p> <p>建築基準法の改正に伴い、有資格者（一級建築士等）による区有施設の点検が29年度から開始された。これにより建築物の安全性や適法性の確保が更に図られるところとなった。</p> <p>しかしながら、その業務の委託においては、当初予算額と執行額との間に大きな乖離が見られ、多額の契約落差金が生じていた。今後は、受託事業者の点検業務の執行方法等を踏まえ、適切な予算措置となるように留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	
所属名	措置状況等
施設課	<p>点検項目や内容については、建築基準法等に基づいているため、予算額を決定する段階で、参考とする見積もりなどに全国的にも大きな差異はないものとする。しかしながら、多額の契約落差金が発生していることから、今後は、本区の委託業務の執行方法の実情や他自治体の点検業務の状況を踏まえて、適切な予算措置や業務執行となるよう心掛けて対応していく。</p>

ウ 区民生活部関係

意見・要望	
<p>国民健康保険運営の広域化について</p> <p>医療保険制度改革関連法の成立により、今年度から国民健康保険運営の在り方が見直された。東京都が新たに財政運営の責任主体となり、運営に中心的な役割を担い、本区においては、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課と徴収など、引き続き区民に身近な事務等を担当するところとなっている。</p> <p>このうち保険料に関しては、今までの経緯等が考慮され、23区の統一保険料方式が維持された。新制度への移行は、情報システムの改修や新たな財政運営方法を踏まえた予算編成等、適切な準備により、円滑に進められている。</p> <p>しかし、制度改正により、区における従来からの課題がすべて解決される訳ではない。被保険者の健康維持と医療費の適正化、保険料収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減などについては、引き続き対応が求められる。</p> <p>第二期のデータヘルス計画と一体的に策定された第三期特定健康診査等実施計画の推進、保険料のクレジットカード収納の実施や、法定外繰入の抑制等に着実に取り組み、新たな運営環境において、一層安定した制度となるように努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（国保年金課）</p>	

所 属 名	措 置 状 況 等
国保年金課	<p>制度改正後の新たな運営環境においても一層安定した制度となるよう、以下のような取組に努める。</p> <p>第三期特定健康診査等実施計画においては、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の向上を図るなど、平成35年度までの年次目標を立て取組を進めるとともに、第二期データヘルス計画に掲げたCKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導を平成30年度から新たな取組として開始するなど、被保険者の健康維持と医療費の適正化を着実に推進する。</p> <p>また、保険料の収納方法の充実により納付者の利便性及び収納率の向上を図るため、平成31年4月からインターネットを利用したクレジットカード収納の開始を目指し、基幹系システムの改修等の導入準備を精力的に進めている。</p> <p>さらに、東京都国民健康保険運営方針に基づき、国保財政健全化計画の策定が求められており、既に計画を定めているが、定量的なものとして改めて年内に見直すよう準備を進めており、法定外繰入の解消又は縮減に向けて努めていく。</p>

エ 文化・スポーツ部関係

意 見 ・ 要 望
<p>国内交流及び国際化推進について</p> <p>これまで旧前田家本邸の存在を縁に様々な交流を続けてきた金沢市と29年10月に友好都市協定が締結された。角田市、気仙沼市に続く三つ目の国内友好都市である。</p> <p>今後は、高校生を中心にしたジャズ交流事業が予定され、茶の湯、伝統文化などの交流も検討されている。両都市間には、既に結びつきのある民間の文化施設等もあり、そうしたところと協力しながら、更なる関係拡大を図ることも期待できる。</p> <p>様々な縁を活かし、区民と市民との交流機会も作りながら、両都市の活性化と発展につながる取組を一層進めて欲しい。</p> <p>また、国際化推進の面では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、同年11月ケニア共和国大使館とホストタウン事業の覚書が締結された。区内にある大使館というつながりから、新たな形式の友好関係が生まれた。早速、同国の子どもたちに、区民から集めた靴を贈る機運醸成事業等が行われている。今後も、競技大会の開催に向けて、ホストタウンの趣旨に沿った交流事業が更に実施される見込みである。</p> <p>相互の信頼関係の構築に努め、将来の関係発展につながる契機となるように取り組まれることを望みたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化・交流課)</p>

所 属 名	措 置 状 況 等
文化・交流課	<p>国内交流については、金沢市との青少年によるジャズ交流に加えて、友好協定締結1周年記念イベント等も予定されている。既に協定を締結している角田市や気仙沼市との更なる交流等も含めて、積極的に取り組むこととする。</p> <p>国際化推進については、国外の友好都市等との交流を推進しつつ、東京2020大会開催の機を捉え、ケニア共和国とのホストタウン事業への取組の充実を図っていく。</p>

オ 健康福祉部関係

意 見 ・ 要 望	
<p>(ア) 生活保護受給者の預金等の着服事案に係る再発防止策について</p> <p>指摘事項で述べたとおり、職員が生活保護受給者の預金や区に返還された転居費用等を着服する事件が29年10月に発覚した。区民福祉の向上を図る使命を帯びた職員がこのような行為を犯すに至ったことについては、あってはならない事態であり、誠に遺憾である。</p> <p>所管においては、同年11月に「生活保護受給者預金等着服事案に係る再発防止委員会」を設置し、12月に再発防止策をまとめ、30年1月以降それに基づき対応を進めてきている。</p> <p>このような状況に鑑み、生活福祉課に対しては、今回の各部定期監査において、書類調査に合わせ実地での監査も行った。内容としては、生活保護受給者の金銭管理、遺留金の取扱い、ケースワーカーの担当年数や、他の再発防止策の取組状況についてである。</p> <p>その結果、現段階では、いずれの再発防止策も定められた通り実践されており、金銭管理や遺留金の取扱い等にも問題は見られなかった。特に査察指導員である各保護係長の意識は高く、改善に向けて中心的な役割をよく果たしていることが認められた。</p> <p>再発防止策の推進は始まったばかりである。所管においては、引き続き真摯に取り組む、事務の適正化と信頼回復に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
生活福祉課	<p>平成29年12月に策定した再発防止策では、不正な行為を未然に防止するとともに、不正な行為を見逃すことのない組織の管理体制の確立と、職員の倫理意識や人権意識の向上及び職場風土の改善などの観点から、実効性のある方策となるよう以下の6つの項目を定めて、進めてきたところである。</p>

	<p>(1) 生活保護業務における金銭管理等に係る仕組み等、事務処理の見直し</p> <p>(2) 組織としての管理体制の強化</p> <p>(3) 職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取組</p> <p>(4) 職場風土、職場環境の改善</p> <p>(5) 組織執行体制の見直し</p> <p>(6) 全庁的な服務規律保持の強化</p> <p>主な取組として、金銭管理については「金銭管理事務処理基準」を改正し、通帳等の取扱いや記録すべき事項の統一化を図るとともに、金銭管理に係る書類の一元管理やダブルチェックによる体制強化のほか、同一の地区の担当は2年までとすることで生活保護受給者への適切で効果的な支援を行うこととした。</p> <p>また、職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取組については、今年度、新たに人事課が主催する管理職、係長を対象とした講師養成のための公務員倫理研修や、全職員を対象とした公務員倫理研修に計画的に参加させるとともに、課の職場研修と併せて、倫理意識の向上を図っていく。</p> <p>引き続き、再発防止策の着実な実行と、定期的な検証及び必要な改善に向けて継続的に進めていくとともに、信頼回復に向け、組織を挙げて全力で取り組んでいく。</p>
--	---

意見・要望	
(イ)	<p>保健医療福祉計画及び障害者計画の改定並びに介護保険事業計画の策定について</p> <p>保健医療福祉計画と障害者計画の改定や、第7期介護保険事業計画の策定が30年3月に行われた。</p> <p>新たな保健医療福祉計画では、共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などに係る包括的な支援体制の構築が目指され、地域における支え合いの推進施策等に重点が置かれている。その趣旨から、在宅医療と介護・福祉の連携など、地域福祉・地域包括ケアに係る項目の拡充が図られた。</p> <p>また、新障害者計画は、障害児支援の充実・強化のため、今回の改定から障害児福祉計画も包含するものとなり、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する児童発達支援事業の取組等が新たに盛り込まれている。</p> <p>保健医療福祉計画は、高齢者、障害者、子どもなど、すべての区民を対象とし、保健医療福祉の施策を総合的に推進するねらいから策定されている。その中で、認知症施策、医療的ケア児・重症心身障害児への支援、子どもの貧困（大人の貧困が</p>

背景)等、区の複数の組織が関わらなければならない課題は更に増える傾向にある。改めて関係機関の連携を密にした計画推進を要望しておきたい。

第7期介護保険事業計画は、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止等の実現を図ると共に、30年度から32年度までの保険給付の見込み量や介護基盤整備の目標等を明らかにしたものとなっている。これにより算出される第1号被保険者の保険料基準額(月額)は、第6期(27年度～29年度)より460円上昇した、6,240円であり、今後も介護保険給付が増大する見込みが示された。

本計画は、保険者が計画期間に係る介護保険運営の見通しを立てて、主に被保険者や事業者に対し、第1号被保険者の保険料基準額の算定根拠や、事業参入の判断材料等を提示する性格も有している。その観点からは、計画内容の説明において、理由や事情等を追記すべき点が以下のとおり見られた。事業者募集の際などには必要な補足を行い、また、次期(第8期)においても同様の状況が生じる場合には、計画の記述を適切にされたい。

- ・認定者出現率

第6期において低下した70歳代の認定者出現率が、今期(第7期)では増加に転じるなど、出現率の傾向に変化が見られること。

- ・地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護等)の整備と利用者見込数

新たな整備予定として、小規模多機能型居宅介護の事業所が4か所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所、それぞれ掲げられている。

しかしながら、両サービスの利用者見込数は、計画最終年度(32年度)においても、そうした基盤整備を必要とする数には達しておらず、供給過多の状態が予測されること。

(健康福祉計画課、介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課)

所属名	措置状況等
健康福祉計画課	<p>社会状況の変化等に伴い、介護と育児等を同時に担う「ダブルケア」や「8050問題」、「老障介護」等、複合的な課題を抱える世帯への支援や、公的な支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間の問題」等、複雑化・多様化する区民ニーズへの対応が求められている。これらの課題は、分野ごと縦割りの支援制度では対応が困難となっていることから、国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして福祉改革に着手し、地域生活課題解決のための包括的な支援体制の整備を市区町村の努力義務とした。</p> <p>保健医療福祉計画の改定においては、福祉の各分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を重要な課題と捉え、「区の組織体制強化」、「ソーシャルワーク機能の向上」、「地域包括支援センターにおける総合相談支援の充実」等を計画事業とし</p>

	<p>て掲げたところである。</p> <p>現在、健康福祉部内に検討会を設置し、健康推進部や子育て支援部と連携し、包括的相談支援体制の中核となる組織の設置や、保健福祉の相談をまずは「丸ごと」受け止める相談窓口の設置、地域包括支援センターの機能強化のための具体策等について検討を重ねている。</p>
介護保険課	<p>第7期介護保険事業計画は年度末開設の事業所の利用者数が月平均利用者数に直ちには反映されないなどの状況を踏まえ策定したところではあるが、次期策定に当たっては、改めて推計方法等を精査した上で、より適切で分かりやすい計画の記述に努める。</p>
高齢福祉課	<p>(看護)小規模多機能型居宅介護(以下「小多機等」という。)は利用者の身体状況や家族の状況によって、「通い」・「宿泊」・「訪問介護(看護)」を柔軟に組み合わせて提供するサービスである。小多機等は、24時間365日利用者の生活を支援するため、ひとつの事業所で区内全域を対象とすることは難しい。事業所から一定程度の距離に居住する方を対象とせざるを得ず、登録定員を満たすまでに2年から3年ほどの期間を要する。</p> <p>平成28年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」においては、自分自身が介護などの支援が必要となった場合、あるいは介護度が重くなった場合に望む暮らし方として、約59%の方が自宅等での生活を望んでいる。さらに、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、要介護者数の増加も予測される。</p> <p>事業者募集にあたり、日常業務の中で適切な説明に努めているが、引き続き、区の整備状況や区民ニーズの見込みなど丁寧に説明し、小多機等の整備を図っていく。</p>
障害福祉課	<p>障害者施策においては、障害者計画に基づき、保健医療福祉計画及び介護保険事業計画に掲げる施策等との整合を図りながら、各分野の関係機関との緊密な連携を推進していく。各計画事業については、着実な進行管理に努め、毎年その実績を把握・評価し、その結果を区のホームページで公表していく。</p>

カ 健康推進部関係

意見・要望

住宅宿泊事業法施行に伴う民泊関連事務等について

急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需要のひっ迫状況等に対応するため、住宅宿泊事業法が30年6月から施行された。それに先立ち、区においては、そうした事業に起因して生活環境の悪化が生じないように、東京都から関係事務の権限移譲を受け、目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を同年3月に制定した。

同条例は、住宅地の割合が高い本区の特性から、事業実施を日曜日の正午から金曜日正午までの間は認めず、事業者には、開設前の近隣住民への周知、住宅の所在・連絡先等の公表や、苦情等の記録・保存を求める内容となっている。また、宿泊者には、周辺地域の生活環境への悪影響を防止する努力義務が課せられた。

所管では、同年3月からの届出の準備行為開始に合わせ、事業者向けハンドブックや職員用マニュアルを作成し、事務処理体制も整備して制度の開始を迎えたところである。

現段階では、法施行間もない時期であり、届出の事務は円滑に進められている状況にあるが、今後は、無届のケースへの対処、事業の適正な運営の確保や、懸念されている騒音やごみの扱いなどの問題が生じないような取組も求められる。関係所管が協力して、引き続き適切な対応に努められたい。

また、住宅宿泊事業が広がっていく中では、来区する外国人も次第に増加していくものと考えられる。めぐろ多文化共生推進ビジョンが掲げる「情報のユニバーサルデザイン化の推進」や「おもてなしマインドの推進」、観光ビジョンが定める「パンフレット冊子やガイドマップ・ホームページなどの多言語化・外国人向けの内容記載」などの取組を一層促進されたい。
(生活衛生課、文化・交流課)

所属名	措置状況等
生活衛生課	<p>住宅宿泊事業については、平成30年6月15日の法施行に伴い、事業の適正な運営の確保に努めているところである。</p> <p>今後は、無届で実施している事業者対応を含め、ごみ問題や宿泊者が原因となる騒音問題等、苦情内容により、関係所管と協力して適切な対応を進めていく。</p>
文化・交流課	<p>(一社)めぐろ観光まちづくり協会で、多言語版目黒区ガイドブック(英、中、ハングル)の作成や、協会ホームページの多言語化を整備するなど対応を進めている。また、目黒区国際交流協会では東京2020大会に向けた「おもてなし語学ボランティア」の講座を開催するなど、来区する外国人に対する準備を進めている。</p>

キ 子育て支援部関係

意見・要望

(ア) 保育所待機児童対策について

29年度においては、国公有地の活用や賃貸型保育所などを整備して744人の定員拡大が行われた(30年6月開設を含む)。まだ待機児童が多く存在する厳しい状況下ではあるが、大幅な定員増を実現したことに関しては、所管課はじめ関係者の努力を多としたい。

新たな実施計画では、30年度から33年度の4年間に、39か所の私立認可保育所の開設支援を行い、今後も2,914人程度の定員増が目指されている。31年度は、区立保育園の民営化による定員拡大等も含め、1,122人増の予定である。

事業者にとっては、用地や建物、保育士の確保など難しい課題が相変わらず存在するが、区として可能な支援を行いつつ、引き続き様々な手法を活用して、待機児童解消に向けた取組を更に進められたい。

(保育課、保育計画課、保育施設整備課)

所属名	措置状況等
保育課	保育所の整備が進む中、保育士の確保は重要な課題の一つである。保育士宿舎借上げ支援事業では、区内居住者に対しては、国・都の補助単価に月額1万円を区の独自補助として上乗せして補助している。保育士等キャリアアップ補助事業及び現任保育士資格取得事業の実施と併せ、引き続き、待機児童対策の担い手である保育人材の確保、定着及び育成を推進していく。
保育計画課 保育施設整備課	引き続き、区有施設や国公有地の活用、民有地活用型保育所の整備など認可保育所の新規開設を中心に、平成32年4月時点の待機児童の解消に向けた取組を行っていく。

意見・要望

(イ) 児童相談所の開設に向けた検討について

児童相談所の開設検討に関しては、29年5月に副区長を委員長とする「児童相談所開設準備検討委員会」が設置され、全庁的な協議の場がつくられた。現段階では、児童相談所設置市事務の検討などに着手されている状況である。

一方で、開設をにらんだ心理職の職員の採用は既に始められている。この点では、将来的に職員の年齢層が特定の年代に集中しないような配慮が今から必要と考えられる。

しっかりとした運営環境の確保がまずは開設の前提となるので、今後も23区で

協力しながら、東京都と協議を行うなど、開設に向けた検討と調整を適切に進められたい。

なお、こうした取組のさなかに、本区に転入してきた少女が虐待を受け命を失うという痛ましい事件が発生した。区においても、子ども家庭支援センターと品川児童相談所との連携、要保護児童対策地域協議会における関係機関との協議や情報共有など、現状の役割の中での取組に関し、改めて検討が行われているところである。

本区に児童相談所が開設されたとき、こうしたケースをいかに防ぐことができるかという点は、その設置の意義につながる課題でもある。そうした視点からの整理も含めた開設検討とすることも望みたい。

(児童相談所設置調整課)

所 属 名	措 置 状 況 等
児童相談所設置調整課	<p>これまで、児童相談所開設準備検討委員会においては、児童相談所設置市事務や人材の確保・育成について、検討を行ってきた。今後は、国からの「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の発出に伴う人材計画の見直しや、用地確保等の施設整備等の検討を行っていく予定である。</p> <p>また、平成30年度から福祉職（I類）・心理職の採用が開始され、児童相談所開設に向けて今後も採用を継続する予定である。年齢構成や対応力を考慮し、係長級等の経験者採用の活用も検討していく。</p> <p>児童相談所の運営環境の確保のため、子ども家庭支援センター一部会等を活用した他区との情報共有、第3ブロックでの協力体制の構築、東京都との協議などにより、開設に向けた検討と調整を確実に行っていく。</p> <p>また、今回の虐待死事件の検証を国や都と協力して行い、基礎自治体に児童相談所を設置することの意義を十分に検討する。その上で、これまで培ってきた要保護児童対策地域協議会を更に発展させ、児童相談所だけでなく目黒区全体で子どもの最善の利益を守る体制を検討していく。</p>

ク 都市整備部関係

意 見 ・ 要 望
<p>住宅マスタープラン（第6次）について</p> <p>目黒区住宅基本条例第4条の規定に基づく住宅マスタープランが30年3月に改定された。新プランは、国や都の住宅政策の変化などを踏まえながら、基本理念に「みんなでつくる安心して住み続けられる目黒」を掲げ、区民や事業者等の取組にも期待を寄</p>

せたものになっている。

その理念や政策の方向性については十分理解できるところであるが、内容の一部に関して、次期改定時や今後の施策展開時に留意しておいて欲しい点がある。

一つは、本プランの成果指標に関してである。昨年度の各部定期監査においても、「基本計画の補助計画の進行管理」に関し、「実現すべき成果に係る客観的な数値目標や指標の設定が少ない」点をあげ、その改善検討を既に要望している。第三者が行政計画の進捗状況を評価する際には、やはりこうした数値目標等に頼らざるを得ない側面が存するからである。

しかるに、今回の第6次の住宅マスタープランにおいては、第5次における成果指標が17（うち数値目標9）であったところ、内容の見直しの中で、その数を11（うち数値目標3）に減じてしまっている。次期改定時での再考を望みたい。

もう一つは、計画づくりの前提とされた、住宅や住環境に対する区民の関心の低さについてである。この点、本プランでは、第45回目黒区世論調査（29年10月）の回答をもとに考察している。区の施策の良否を尋ねる質問（30の施策から、良いものと悪いものそれぞれ5つまで選択）において、住宅施策を選んだ人が共に少ないこと（良いで19位、悪いで8位）をもって、「関心が低い」と断じ、区民が住宅や住環境への関心を高める必要性を打ち出すところとなった。

この質問の回答者は、定住意向や町会・自治会への加入率が比較的高く、住宅を既に保有していることから住宅施策を評価対象とする動機をあまり有しない、持ち家層（一戸建持家、分譲マンション）がその過半を占めている。

しかも、質問は区の施策についてのものであり、自らの住宅等に関する考えを直接聞かれたものとはなっていない。分析において、住宅施策に関する意識と住宅・住環境に関する意識のすり替えが生じている。

したがって、こうした調査結果の解釈をもとに、区民の住宅や住環境に係る関心の低さを結論づけるのは、早計に過ぎると思われる。

区民の住宅等に対する意識は、現在の居住形態等により違いがあると考えられるので、住宅施策の啓発や推進に当たっては、きめ細かい対応を要望したい。

（住宅課）

所属名	措置状況等
住宅課	<p>平成30年3月に改定した住宅マスタープラン（第6次）では、住宅施策を展開する上で、基本目標ごとの進捗状況を計る目安として、指標や目標値を設定したところである。</p> <p>次期の改定においては、国や東京都の住宅施策の動向との整合を図りつつ、区の特성에応じた、計画の成果や進捗状況を客観的に検証・評価できる指標や目標値の設定に努める。</p> <p>また、住宅や住環境に対する区民の関心については、住宅マスタープラン改定の過程で、住宅政策審議会において多く</p>

	<p>の議論が交わされ、住まい手が自ら主体的に、自分の住む家や住む環境に関心を持ってもらうことが重要であるということで、住宅マスタープランの基本目標の一つに、「住まい手の主体的取組と支援」を掲げたところである。</p> <p>ご指摘の点については、今後、住宅施策を進めていくに当たり、世帯状況や居住形態等により区民の住宅や住環境に対する意識の違いがあることを踏まえ、きめ細かい対応を心がける。</p>
--	--

ケ 環境清掃部関係

意見・要望	
<p>環境美化の推進について</p> <p>29年4月に鉄道ガード下の公衆トイレを改築した学芸大学駅西口指定喫煙所が開設された。これにより地域からも要望されていた、駅横の道路上にあった指定喫煙所の解消を実現することができた。</p> <p>今後も、路上喫煙所を見直す意見や、東京都受動喫煙防止条例の施行等により、飲食店が多く集まる地域を中心に屋内喫煙所設置への要望が高まるものと想定される。開設費用や場所の確保など、様々な課題が存するが、鉄道事業者等の協力も得ながら、可能な方策について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(環境保全課)</p>	
所属名	措置状況等
環境保全課	<p>鉄道事業者との話し合いを進め、また、東京都受動喫煙防止条例による補助金の動向を見ながら、対応を検討している。特に中目黒G T横の指定喫煙所について、鉄道事業者は区以上の苦情を受けており、屋内型喫煙所の整備など可能な対応方法を検討し、連携を強化して取り組んでいく。</p>

3 推奨事項

推奨事項
<p>寄付の拡充に向けた環境整備について</p> <p>本件については、昨年度の各部定期監査において、制度の整備に関わり、寄付の拡大や積極的なPR等に努めることを要望した。</p> <p>そうした中で、29年12月に、総合ポータルサイトを活用し、クレジット決済にも対応した寄付金の受入れの仕組みが整備された。寄付者の意向が反映されるように、その用途となる福祉、子育て、教育などの12事業も示され、積立基金の整備も行われて、</p>

区外寄付者には、返礼品も贈呈されるところとなっている。

その返礼品においては、工夫が凝らされ、地元企業の製品やサービス（目黒ゆかりの品、イベント・優待券）、福祉施設の生産品だけでなく、友好都市の特産品も加えられた。寄付者にとって魅力があり、また、産業振興、福祉や交流事業にも貢献する内容になっている。

この制度創設以降、昨年度中においては、240件、合計1,434万円余の寄付が寄せられた。所管はじめ関係課の努力を評価する。

また、この8月からは、区内の芸能事務所に所属する音楽グループや地元ゆかりのある品物等が新たに返礼品に加えられるところとなった。今後も、そのように制度内容の一層の充実を図り、更に環境整備を進めることを望みたい。

(秘書課、ほか関係課)

所属名	措置状況等
秘書課	既存の事業の寄付メニュー化だけではなく、新たな自治体の資金調達手段により地域に密着した事業を展開する、クラウドファンディングによる成功例が注目を集めている。目黒区においても、保育園の園児が徒歩では通うことのできない広い公園等へ日常的に幼児専用車で園の保育士とともに送迎する代替屋外遊戯場送迎事業について、8月27日からクラウドファンディングによる寄付金の受入れを開始した。今後も、政策目的で寄付を受け入れる事業に結びつけるなど検討する。